

# 男女共同参画 意識調査報告

vol.5

いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査の集計結果から、今回は社会参加についてみてみましょう。

## まだ残っている？ 慣習やしきたりの男女格差

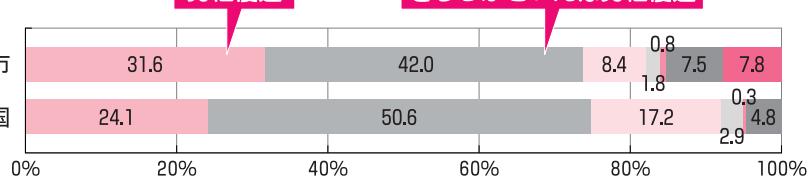
### 問. 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等になっていると思いますか？

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 不明

いなべ市  
全 国

男性優遇

どちらかといえば男性優遇



### 問. 参加されている活動で、男女格差があると思われる活動はありますか？

- いなべ市男性
- いなべ市女性

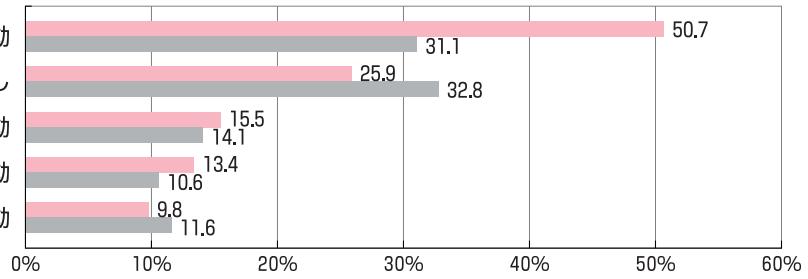
自治会の活動

特になし

青年団、老人会の活動

PTA、子ども会などの活動

文化、スポーツ、レクリエーションに関する活動



意識調査の結果から、地域の活動のなかでも「自治会の活動」で、男女格差が残っていることがわかります。例えば、「自治会長は男がなると昔から決まっている」「寄合は男衆が出やなあかん」といった慣習やしきたりはありませんか？

やる気や個性に応じてそれぞれの能力を発揮できれば、地域の活動の活性化につながります。男女がともに参画できるような環境づくりをすすめることが大切ですね。

古い慣習やしきたりを見直して地域の未来を男性女性ともに力を合わせて考えていきましょう



※参画…参加するだけでなく、方針や計画などの決めごとにも参加すること

問員弁庁舎 広報秘書課 T 74-5802 F 74-5821

## 1月10日までの提出にご協力を！

### 「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」

地域の農業者を代表する「農業委員」は、毎年作成される「農業委員会委員選挙人名簿」に登載されている農家の方々による選挙で選ばれます。

毎年1月10日までに、農家の方々から農業委員会委員選挙人名簿作成申請書を提出していただき、農業委員会で審査した上で、選挙管理委員会へ送付しています。

昨年の名簿に登載された方などには、12月中旬に登載申請書の配布を予定しています。市外で農地を所有し農業経営を行っている方や、平成19年になってから相続などで新たに農地を所有することになった方など、農業経営状況の把握が難しい場合は、登載申請書が配布されない場合もあります。登載申請書をお手元に届かない場合は、農業委員会事務局までお申し出ください。

なお、資格がある方で耕作されていても、選挙人名簿に登載されていなければ投票することができませんので、申請忘れのないようご協力をお願いします。

#### 名簿に登載される方の資格

いなべ市内に住所を有する方で、年齢が満20歳以上（昭和63年4月1日以前生まれ）の方のうち、下記の①または②のいずれかを満たす方。

- ① 10アール（1,000m<sup>2</sup>）以上の農地を耕作する農業経営者
- ② ①の同居の親族または、その配偶者で年間60日以上農業に従事されている方

市への提出締切日は、平成20年1月10日(木)までです。ご協力をお願いします。

問藤原庁舎 農業委員会事務局 T 46-6312 F 46-6319 / 問員弁庁舎 選挙管理委員会事務局 T 74-5805 F 74-5800